

令和2年度 奥多摩町まちづくり推進事業

支援金申請の手引き



奥多摩町
令和2年4月

1. はじめに

奥多摩町まちづくり推進事業支援交付金とは、住民や町に係わる皆様が主体的に企画し実施される「まち（地域）、ひと（人材）の魅力を生かし、地域コミュニティの活性化に資する事業」に対し、町より交付される支援金です。本支援金を活用して過去に実施された事業には、以下のようなものがあります。

【過去の支援対象事業】

① 奥多摩町公式フリータブロイド「BLUE+GREEN JOURNAL」02&03 制作プロジェクト（平成 28 年度）

実施団体	株式会社ミゲル	支援金額	966,000 円
事業概要	「暮らす視点」からの奥多摩町の魅力を発信することを目的とした町公式のフリータブロイド「BLUE+GREEN JOURNAL」を制作・発行した。		

② わさび田再生体験（令和元年度）

実施団体	おくたま海沢ふれあい農園	支援金額	100,000 円
事業概要	海沢地区の休田となっているわさび田を活用し、わさび田の再生を体験できる町民向けイベントを開催した。		

③ 歩く。見つける。（令和元年度）

実施団体	コトはこび	支援金額	100,000 円
事業概要	日本語教育を専攻する学生、日本への留学生、デザインを専攻する学生が集まり、町内の各所を歩き回ることにより町の魅力を体感するイベントを開催。感じた町の魅力をグラフィックデザイン作品にまとめ上げた。		

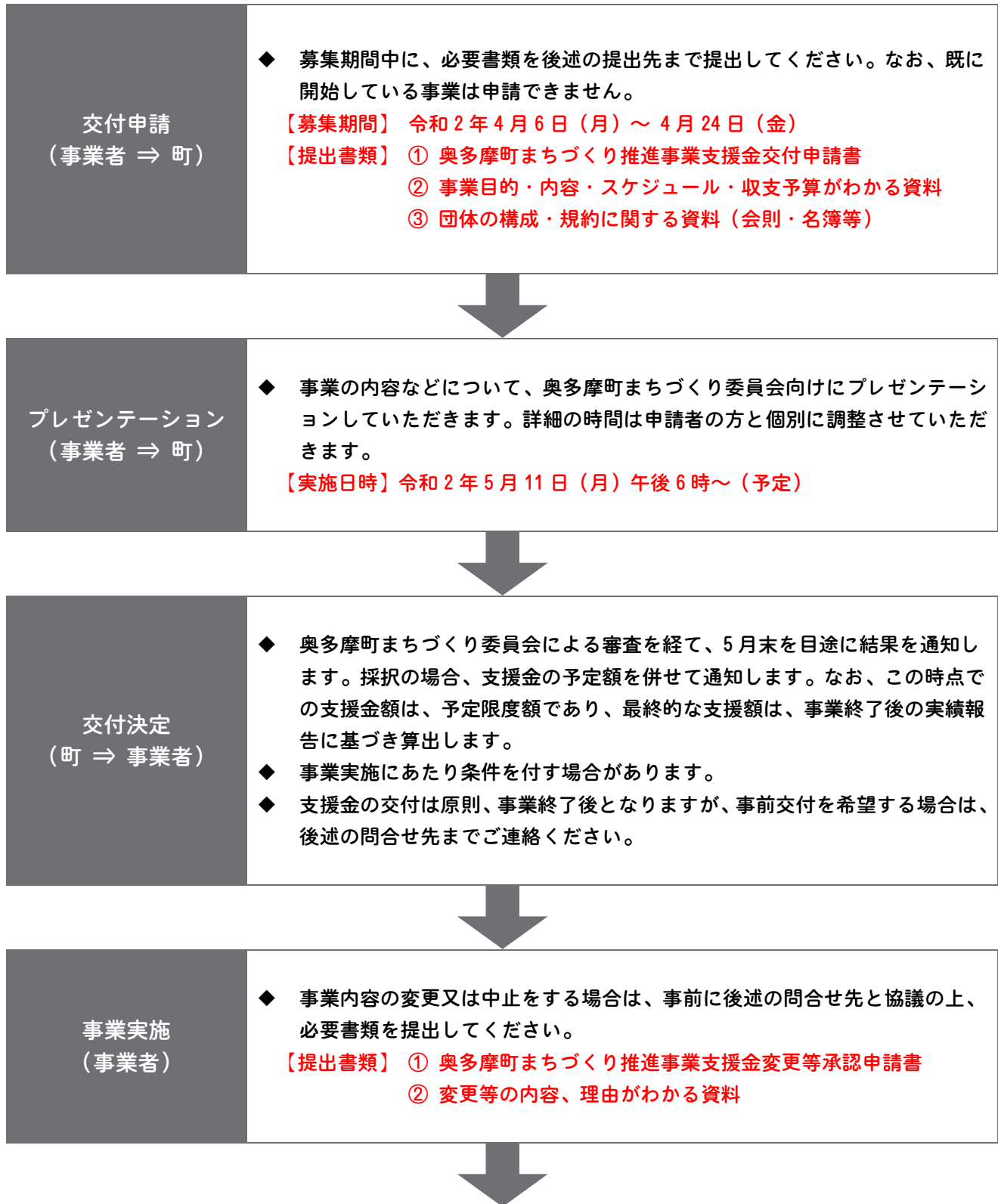
2. 制度概要

対象事業	まち（地域）、ひと（人材）の魅力を生かし、地域コミュニティの活性化に資する事業。ただし、以下に該当するものは除く。 <ul style="list-style-type: none">・町の他の補助制度の対象となる事業・営利活動のみを目的とする事業・本推進事業支援金の交付決定前に開始している事業
対象者	町内に居住する方、町に係わりのある方、町のまちづくりに興味のある方
支援金額	（限度額）1,000,000 円 （助成率）80% ※ 対象事業費からその他の収入を控除した額を支援金額とする
募集期間	令和 2 年 4 月 6 日（月）～ 4 月 24 日（金）
審査方法	奥多摩町まちづくり委員会による書類審査及びプレゼンテーション審査 ※ 審査基準は「4. 申請事業の審査基準について」を参照

3. 手続きの流れ

本支援金を活用する際の手続きの流れは以下のとおりです。なお、提出書類の電子データは町ホームページからダウンロードできます。

URL : http://www.town.okutama.tokyo.jp/gyose/sesaku/r02_matidukuri_suisinjigyou_bosyuu.html





実績報告
(事業者 ⇒ 町)

- ◆ 事業終了後速やかに、必要書類を後述の提出先まで提出してください。
【提出期限】 令和3年3月19日(金)午後5時
【提出書類】 ① 奥多摩町まちづくり推進事業支援金実績報告書
② 実施した事業内容・収支決算がわかる資料(写真等)
③ 支出を証明する資料(領収書の写し等)

交付確定
(町 ⇒ 事業者)

- ◆ 実績報告をもとに最終的な支援額を確定し通知します。

支援金請求
(事業者 ⇒ 町)

- ◆ 確定した支援額について、支援金の請求書を提出してください。
【提出期限】 令和3年4月9日(金)午後5時
【提出書類】 ① 奥多摩町まちづくり推進事業支援金請求書

支援金支払い
(町 ⇒ 事業者)

- ◆ 請求書を受理した後、概ね30日以内に指定口座へ振り込みます。

事業報告会
(事業者、町)

- ◆ 奥多摩町まちづくり委員会にて開催を予定している事業報告会にて、実施した事業を報告いただきます。詳細については、改めて通知します。
- ◆ 町広報やホームページ等にて事業内容を紹介するため、原稿の作成や取材等を依頼することがありますので、ご協力ください。

4. 申請事業の審査基準について

奥多摩町まちづくり委員会では、以下の基準に従い、交付申請書類及びプレゼンテーション内容の審査を行います。

基準	内容
目的	まちづくり推進事業の目的（まち（地域）、ひと（人材）の魅力を生かし、地域コミュニティの活性化に資する）に合致した事業であるか。
自発性	自発性が高く、熱意があるか。
公益性	多くの住民のためになる事業であるか。
必要性	住民からのニーズがある事業であるか。
実現性	実現性の高い事業であるか。
経費の適正性	経費の積算は適正であるか。
継続性・発展性	継続・発展した事業実施が見込めるか。
独創性・先駆性	独創的・先駆的な事業であるか。
地域特性	地域特性を活かした事業であるか。

5. 支援対象となる経費について

支援金の対象となる経費は以下のとおりです。

区分	内容
賃金	作業賃金、アルバイト賃金（当日）、その他必要と認められる賃金。純然たる事業費の性格を持つもののみが助成対象となるため、 <u>事業実施団体の構成員に支払う賃金は、名目の如何を問わず対象とならない。</u> 【基準額】 東京都の最低賃金
謝礼金	講師謝礼等、その他必要と認められる謝礼。純然たる事業費の性格を持つもののみが助成対象となるため、 <u>事業実施団体の構成員に支払う謝礼金は、名目の如何を問わず対象とならない。</u>
消耗品費	文具等消耗品費、救急薬品、その他必要と認められる消耗品費。 <u>数量が適切でない場合は対象とならない。</u> 【限度額】 原則として1個10,000円未満
食料費	講師やスタッフの弁当代。 <u>事業当日分のみ対象</u> となり、事前の打ち合わせや後日の反省会に係る費用は対象とならない。内訳（@単価×人数）を明確にすること。 【限度額】 原則として1人1日1,000円（食事代、飲料代合わせて）

区 分	内 容
印刷製本費	ポスター、チラシ、プログラム、パンフレット等の印刷費。内訳（@単価×枚数）を明確にすること。
通信・運搬費	郵便及びメール便等の送料、資機材等運搬費。郵便やメール等については、費用を比較し安価な方法を使用すること。
委託費	会場設営、看板・案内板作成費、その他必要と認められる委託費。 <u>委託費の割合が著しく高い場合、その内容が明確にわかる資料の提出が必要となる。</u>
使用料・賃借料	会場使用料、会議室使用料、資機材借上料、トラック等借上料、その他必要と認められる使用料・賃借料。なお、 <u>事務所の賃借料、光熱水費は対象とならない。</u>
その他	その他事業に必要と認められたもの。 <u>備品については、基本的には対象とならないが、事業の性質上必要と認められる場合は、その限りではない。</u>

※ いずれの場合も、町からの支援金額の上限は1,000,000円となります。

※ 実績報告の際に、支出があったことが証明できる書類（領収書等）の提出がない場合は、いかなる場合でも対象経費として認められません。

※ 総事業費に対する割合が著しく高いものについては、対象経費として認められない場合があります。

6. 書類提出先・問合せ先

奥多摩町まちづくり委員会事務局（奥多摩町 企画財政課 企画調整係）

住 所：〒198-0212 奥多摩町氷川 215-6

T E L：0428-83-2360（直通）

F A X：0428-83-2344

E-mail：kikaku@town.okutama.tokyo.jp

